

事務連絡  
令和元年5月21日

北海道農政部農業経営局長 殿  
地方農政局経営・事業支援部長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省大臣官房文書課  
災害総合対策室長

今後の気象動向（大雨、台風等）を踏まえた農林水産業共同利用施設の  
事前点検及び災害発生時の応急対策の実施について

近年、大規模な災害が毎年発生している中で、特に平成30年は大規模な自然災害が続き全国的に甚大な被害を及ぼしたところである。これから、梅雨期及び台風期を控えており、大雨、強風及び高潮等による農林水産業共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）の被害の発生が懸念される。

については、今後の気象情報に十分注意の上、共同利用施設の事前点検、被災調査、査定前着工の実施について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、このことについて、貴職から、貴管内の都道府県に対して周知するとともに、都道府県から、市町村、JA等の共同利用施設の所有者に周知されるように指導をお願いする。

#### 記

- 1 台風の接近前や大雨が予想される場合は、共同利用施設の被害の発生・拡大を防止するため、常に気象情報に注意し、共同利用施設の見回り及び点検に努めること。
- 2 台風の通過中や大雨が降っている際は、急な増水、突風、吹き返し等があることから共同利用施設の見回りを行わないこと。
- 3 台風の通過後や大雨の終息後は、人命の安全を最優先とし、安全が確認された後に共同利用施設の見回り、被災調査を行うこと。
- 4 被災した共同利用施設の緊急に着工を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用すること。
- 5 査定前着工（応急仮工事、応急本工事）に着手する前には、都道府県を通じて、地方農政局へ申請、地方農政局を通じて地方財務局に報告を行う必要がある。このため、査定前着工を円滑に実施できるように、関係者は必要な申請・報告を速やかに行うこと。